

公 告

塩尻市地域公共交通計画策定業務委託に係る公募型プロポーザルを実施するので公告します。

令和 7 年 6 月 2 日

塩尻市長 百 瀬 敬

1 業務概要

(1) 業務名称

塩尻市地域公共交通計画策定業務委託

(2) 目 的

本業務は塩尻市の実情にあった持続可能な地域公共交通を構築するために令和 3 年 7 月に策定した塩尻市地域公共交通計画の改定に加え、市域の地域公共交通を最適化することを目的としている。

(3) スケジュール

内 容	日 時
実施要領等の公表	令和 7 年 6 月 2 日（月）
質問書受付期間	令和 7 年 6 月 2 日（月）午前 9 時から 令和 7 年 6 月 9 日（月）正午まで
質問書回答日	令和 7 年 6 月 11 日（水）
参加表明書（辞退届）の提出期間	令和 7 年 6 月 2 日（月）午前 9 時から 令和 7 年 6 月 13 日（金）午後 5 時まで
参加資格結果通知	令和 7 年 6 月 17 日（火）
提案書等の提出期間	令和 7 年 6 月 18 日（水）午前 9 時から 令和 7 年 6 月 26 日（木）午後 5 時まで
プレゼンテーション	令和 7 年 7 月 2 日（水）
審査結果通知	令和 7 年 7 月 4 日（金）
審査結果公表	令和 7 年 7 月下旬
契約予定日	令和 7 年 7 月下旬

2 参加資格

本業務に係るプロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 法人格を有し、令和7・8・9年度入札参加資格申請の営業品目、大分類「その他の業務」の中分類「企画・計画等業務」に登録している者
- (3) 塩尻市入札参加資格者に係る入札参加指名停止措置規定（平成24年訓令第5号）に基づく指名停止期間中でない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に指定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者
- (6) 長野県内に本社又は事業所、営業所を有している者
- (7) 過去10年以内（平成27年度から令和6年度の間）に、国（公社・公団含む）又は地方公共団体（市町村が主体となった協議会を含む）が発注した「地域公共交通計画」又はそれと同種業務又は類似業務を策定した実績を有する者であり、公共交通計画に関し豊富な知識を有している者

3 その他

提案、選考、契約、業務委託等の詳細については、「塩尻市地域公共交通計画策定業務委託公募型プロポーザル実施要領」、「塩尻市地域公共交通計画策定業務委託仕様書（案）」等を参照してください。

4 担当課

塩尻市建設部都市計画課（担当：辰野）

住所 〒399-0786 長野県塩尻市大門七番町3番3号

電話 0263-52-0689（直通） FAX 0263-52-6113

E-mail toshi@city.shiojiri.lg.jp